

家畜ふん堆肥等の施用・流通について②

～畜産農家の皆様へ～

平成23年8月5日及び10日付の農林水産省通知により、神奈川県内の家畜ふん堆肥については、原則、放射性セシウムの検査の必要はなくなりました。

ただし、1. の場合は、検査の必要がありますので、ご確認をお願いします。また、家畜の飼養にあたっては、今後は2. 3. について、特にご配慮をお願いします。

1. 剪定枝およびバーク(樹皮)由来のチップを使用した堆肥
3月11日以降に生産された上記の副資材を使用している場合、放射性セシウム濃度が高い可能性があるため、当面は**検査の必要があります。**

2. 副資材は、下記の敷料および水分調整材を使用してください。

- ①原発事故(平成23年3月11日)以前に採取された植物性材料で、その後屋内等(放射性物質に被ばくされない状態)に保管されていた資材
- ②17都県※以外で採取された植物性材料で、その後、17都県以外あるいは屋内等に保管されていた資材
- ③木材の芯部分(樹皮部分を除く)を材料として製造され、その後、屋内等に保管されていた資材
- ④食品衛生法の暫定規制値をクリアしている食品の残渣(コーヒーかす等)で、屋内等に保管されていた資材

※神奈川県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

3. 飼料について

- ①流通粗飼料・濃厚飼料等
暫定許容値以下であることを、販売業者等に確認してから購入してください。
- ②自給飼料
神奈川県内産のものは、暫定許容値以下であることが確認されています。
県外産のものを使用する場合は、販売業者等に暫定許容値を超えていないことを確認してください。

◎家畜ふん堆肥を販売または譲渡する場合、相手に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を提供してください。

※暫定許容値については、裏面をご覧ください。

平成23年8月1日付の農林水産省通知で、新たに肥料(家畜ふん堆肥)および飼料等に含まれる放射性セシウムの暫定許容値が設定されました。

※生産した堆肥等の施用・流通の自粛要請に関する通知は廃止となりました。

1. 暫定許容値の設定対象

・全都道府県の牛・馬・豚・家きん等です。

2. 暫定許容値

① 牛・馬・豚・家きん等の飼料

→含まれることが許容される**最大値**

300ベクレル/kg(粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)

※育成牛および繁殖牛に与える粗飼料のうち、

- a. 自給飼料生産したもの
- b. 耕畜連携の取組等で生産したもの

例外的に3000ベクレル/kg(水分含有量8割ベース)まで使用可能。

*なお、この飼料を与えた牛は、摂取後12ヶ月以上肥育しないと、と畜場に出荷できません。

② 肥料(家畜ふん堆肥)・土壌改良資材・培土

→含まれることが許容される**最大値は400ベクレル/kg**(製品重量)

※製品化した堆肥が400ベクレル/kgを越えた場合、施用できません。

※ただし、次の場合には暫定許容値は適用されません。

- ・自給飼料生産に、自らの経営から生じた家畜排せつ物または堆肥を施用する場合。
- ・家畜飼料生産農家が、当該飼料生産圃場において、当該飼料供給先の畜産農家から生じた家畜排せつ物または堆肥を施用する場合。

※国の通知文は、神奈川県HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p363572.html>をご覧ください。

※ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

連絡先	担当者	電話
①横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課		①045-934-2371
②横須賀三浦地域県政総合センター地域農政推進課		②046-823-0210
③県央地域県政総合センター地域農政推進第一課		③046-224-1111
④湘南地域県政総合センター地域農政推進課		④0463-22-2711
⑤足柄上地域県政総合センター地域農政推進課		⑤0465-83-5111
⑥西湘地域県政総合センター地域農政推進課		⑥0465-32-8000
県畜産課①飼料：安全管理グループ ②堆肥：畜産環境グループ	①亀井、後藤 ②相内、松尾	①045-210-4518 ②045-210-4514